

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

令和7年12月22日

香美市選挙管理委員会委員長 殿

署名又は
記名押印

申出者 氏名 選挙太郎後援会
後援会長 香美 花子
住所 香美市土佐山田町宝町1-2-1
(電話番号) 53-3296

（申出者が政党その他の政治団体である場合に
あつては、その名称、代表者の氏名及び主た
る事務所の所在地を記載してください。）

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要があります
ので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
2 閲覧事項の 利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。) 政治団体が発行する機関紙の案内・送付、後援会の総会案内の送付等具体的に記載してください。
3 閲覧者の氏名 及び住所	山田 花子 土佐山田町旭町1-1-1 香北 二郎 香北町美良布1097 山田 太郎 土佐山田町宝町1-1-1 物部 三郎 物部町大柵1641-2 (※上記の様に閲覧する者全員の氏名及び住所)
4 閲覧事項の 管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 後援会事務所にて金庫保管、使用后1ヶ月以内に焼却処分
5 閲覧対象者の 範囲	すべての地区の選挙人名簿から無作為に抽出する。
6 閲覧者に 関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併 せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。) ・閲覧者と指定した者（申出者が候補者の場合の例） ・後援会役員及び事務担当者（申出者が政治団体等の場合の例）
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しよ うとする 選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) 申出者が候補者の場合はここに選挙名を記入しなければならない。
8 候補者閲覧 事項取扱者 の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を 申出者が候補者の場合で、候補者以外が名簿を取り扱う場合は別添申出書を提出しなければならない。 ☐ する ☐ しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲 覧事項取扱 者の範囲	選挙太郎後援会役員及び事務担当者のみ
10 承認法人の 申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を ほぼ該当なし（法人に委託する場合は記入） ☐ する ☐ しない
備考	(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を 示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも1 人）の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。) 政治団体設立届出書の写し、活動実績を示す資料(新聞切り抜き)

備考

- 1 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を
含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
2 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。
3 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。